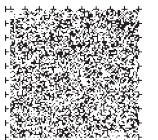


## 第3章 数值目標

---



## 用語の説明

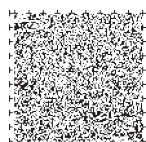
施設入所者の地域生活への移行	
入所施設	障害や家庭の事情など様々な理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設
地域生活への移行	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者が、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
地域包括ケアシステム	障害者や高齢者、子どもを含む、地域のすべての住民の関わりによる、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと

地域生活支援拠点等の整備	
地域生活支援拠点等	入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。あるいは、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のこと

福祉施設から一般就労への移行	
福祉施設	ここで言う福祉施設とは、主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のこと
一般就労	一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所などで働くこと

障害児支援の提供体制の整備等	
児童発達支援センター	通所利用障害児への療育やその家族に対する支援と、障害児やその家族の相談支援、障害児施設への助言等を行う地域の中核的な支援施設
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該施設を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス
重症心身障害	児童福祉法に規定されている重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態のこと
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス（主に、知的障害児が対象）
放課後等デイサービス	就学している障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス



## 第3章 数値目標

### 1 施設入所者の地域生活への移行

本市の平成28年度末の入所施設利用者数は332人です。

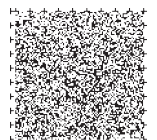
平成30年度から32年度までの数値目標については、平成28年度末の入所施設利用者数332人のうち12人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減少見込みは、多くの入所待機者がおり、施設入所者の人数を減らすことは困難であることから、平成32年度末時点で、平成28年度末の入所施設利用者数を上回らないことを目標とします。

#### ■ 施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の入所施設利用者数 (①)	332 人
平成 32 年度末時点の入所施設利用者数 (②)	332 人
【目標】入所施設利用者の減少見込数 (①－②)	±0 人 (0%)
【目標】地域生活移行者数	12 人 (3.6%)

(注) 入所施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者数に新規入所や地域生活移行以外の退所などの増減を加味した数値です。



---

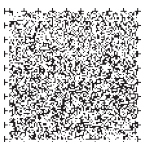
## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

---

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブな社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

### ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置



---

### 3 地域生活支援拠点等の整備

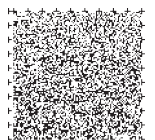
---

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

#### ■ 地域生活支援拠点等の整備

【目標】平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を1つ整備



---

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

---

本市の福祉施設利用者の中で、平成28年度に一般就労に移行した方は44人です。平成32年度（年間）に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、平成28年度に施設から一般就労した人数の1.75倍（77人）とします。

また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数100人から120人に増やすことを目指します。

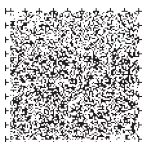
加えて、就労移行支援事業所について、平成32年度末における、就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。

更に、各年度における新たに創設された就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目標とします。

### ■ 福祉施設から一般就労への移行

【目標】平成32年度における年間一般就労移行者数	77人
【目標】就労移行支援事業の利用者数	120人
【目標】就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上
【目標】各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上

（注）ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を提供する施設が、対象となります。



---

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

---

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そのための方策として、地域支援体制の構築、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・インクルージョンの推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。

### ■ 障害児支援の提供体制の整備等

【目標】平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを 1 か所設置

【目標】医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

【目標】平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【目標】平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保

